

日税国際税務フォーラム用語解説

(国際税務～基礎編～第86号より出典)

用語

関連者支払利子等及び関連者純支払利子等

解説

関連者支払利子等の額とは、法人の関連者等に対する支払利子等の額で、その関連者等の日本における法人税、所得税の課税所得に含まれないものの金額をいい（措法66の5の2第2項）、関連者純支払利子等の額とは、関連者支払利子等の額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額をいいます（措法66の5の2第1項）。

なお、控除対象受取利子等合計額は、以下の数式により計算します（措法66の5の2第3項、措令39の13の2第16項）。

対象事業年度における受取利子等の額

$$\times \text{関連者支払利子等の合計額} / \text{支払利子等の額}$$

また、受取利子等には受取利子以外に次のものが含まれます（措令39条の13の2第15項）。

- a 手形の割引料
- b リース料に含まれる利息相当額
- c 償還有価証券に係る調整差益
- d その他経済的性質が支払を受ける利子に準ずるもの